

各 位

会 社 名 日 本 金 銭 機 械 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 上 東 洋 次 郎  
(コード番号：6418 東証1部)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員  
経 営 企 画 本 部 長 高 垣 豪  
電 話 (06) 6703-8400 (代表)

## 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する報酬として株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案を、平成27年6月25日開催予定の第62期定時株主総会（以下「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストック・オプションを導入する理由

当社は、取締役の中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

現在の取締役の報酬等の額は、月額20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として決議いただいておりますが、今回、当該報酬等の額とは別枠にて本総会に付議いたします。

なお、監査役（社外監査役を含む。）については、株式報酬型ストック・オプションの対象といたしません。

#### 2. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割当てる新株予約権の数は、1,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、割当日において当社が公表している中期経営計画の業績目標の到達度合いによって権利行使できる新株予約権の数量が確定するものとし、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上